地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

長与町の令和4年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途は、下記のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　564,305 千円

（歳出）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策に要する経費　3,463,354 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,001,874	723,841	0	0	92,473	185,560
	児童福祉事業	1,029,917	732,822	0	1,458	98,327	197,310
	母子福祉事業	15,204	7,600	0	0	2,529	5,075
	高齢者福祉事業	29,021	1,682	0	855	8,808	17,676
	小　計	2,076,016	1,465,945	0	2,313	202,137	405,621
社会保険	国民健康保険事業	237,505	151,251	0	0	28,688	57,566
	介護保険事業	340,145	21,635	0	0	105,935	212,575
	後期高齢者医療事業	538,301	73,262	0	0	154,669	310,370
	小　計	1,115,951	246,148	0	0	289,292	580,511
保健衛生	医療提供体制確保事業	9,173	0	0	0	3,051	6,122
	疾病予防対策事業	171,021	47,835	0	0	40,971	82,215
	母子保健事業	37,639	2,213	0	454	11,631	23,341
	健康増進事業	53,554	1,770	0	0	17,223	34,561
	小　計	271,387	51,818	0	454	72,876	146,239
合　計		3,463,354	1,763,911	0	2,767	564,305	1,132,371